

保 発 0304 第 5 号
令 和 4 年 3 月 4 日

都道府県知事
地方厚生（支）局長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長
社会保険診療報酬支払基金理事長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会長

殿

厚生労働省保険局長
〔 公 印 省 略 〕

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第30号。以下「改正省令」という。)については、本日公布され、令和4年4月1日より施行される。

改正省令の趣旨及び内容等は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

記

第1 改正の趣旨

DPC データベースとレセプト情報・特定健診等情報データベース及び介護保険総合データベースとの連結精度の向上に向けた取組として、DPC データベースにおいて個人単位の医療保険被保険者番号の収集を行い、医療等分野における識別子の一つとして活用することについて、令和3年12月8日の社会保障審議会医療保険部会匿名医療情報等の提供に関する専門委員会において了承されたところであるが、これを踏まえ、健康保険法(大正11年法律第70号)

第 150 条の 9 の規定により厚生労働大臣から DPC に係る調査の委託を受けた者が、個人単位の医療保険被保険者番号の収集を行うことを可能とすること等の措置を講じるため、所要の見直しを行うもの。

第 2 改正の内容

1 健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）の一部改正（改正省令第 1 条関係）

(1) 健康保険法第 150 条の 9 の規定により、厚生労働大臣は、同法第 77 条第 2 項に規定する調査等に係る事務について、厚生労働省令で定める者に委託することができることとされているところ、当該厚生労働省令で定める者は、当該事務を適切に行うことができる者として厚生労働大臣が認めた者とする。こと。（第 155 条の 9 の新設）

(2) 健康保険法第 194 条の 2 第 2 項の規定により、厚生労働大臣等以外の者は、健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者等記号・番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならないこととされているところ、当該厚生労働省令で定める場合に、(1) の者が同法第 77 条第 2 項に規定する調査に係る事務を行う場合を加えること。（第 156 条の 2 第 2 項関係）

2 国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）の一部改正（改正省令第 2 条関係）

1 の (2) に準じた見直しを行うこと。（第 44 条の 2 第 2 項関係）

3 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）の一部改正（改正省令第 3 条関係）

1 の (2) に準じた見直しを行うこと。（第 118 条の 3 第 2 項関係）

第 3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行すること。